

浄水用設備等の技術認定に関する膜ろ過設備OEM製品の審査料について

令和3年10月12日

公益財団法人 水道技術研究センター

標記については、以下のように取り扱うこととする。

1. 理由

現行の水道技術支援事業規程集（平成26年3月）には、膜ろ過設備のOEM製品に関する項目がないため、その適用について明記するものである。

2. 適用

水道用膜ろ過設備について、OEM製品等を扱うOEM元（製造を委託する側の企業）の審査料は、OEM先（製造を委託される側の企業）が既に認定登録を受けた水道用膜ろ過設備と同一の水道用膜ろ過設備であって、記載事項の変更のない水道用膜ろ過設備について依頼する場合には、認定審査料は半額とする。

その場合、OEM元とOEM先のOEM製品等に関する契約関係を提示するものとする。

以上